

上下水道料金の減額による市民生活支援へのご協力について（お願い）

大阪市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活への経済的な支援を目的として、上下水道の料金負担を軽減する支援策を実施します。

共同住宅の家主様・管理会社様におかれましては、入居者の皆様にも支援が届きますよう、事業へのご理解と減額へのご協力をお願いします。

○支援事業の内容

- ・対象者 大阪市と給水契約のある全てのお客さま
 - ・対象期間 令和7年10月検針分から12月検針分（3か月間）
 - ・減額する金額 1か月あたり 合計 1,540円（税込）
（内訳）水道料金の基本料金 935円、下水道使用料の基本額 605円
 - ・申込手続き等 不要（対象期間の料金請求額から基本料を差し引いて請求します）
- ※ 料金減額に関する詳しい内容は、[大阪市水道局ホームページ](#)をご覧ください。

○共同住宅の管理責任者様へ

水道局が各入居者の水道メーターを検針し、料金請求を行っている場合

- ・特段の対応等を行っていただく必要はございません。水道局にて、入居者あての料金請求額から基本料を差し引いて請求します。

大阪市水道局と給水契約があり、「共同住宅料金制度」をご利用いただいている場合

- ・管理責任者様あての料金請求額から、「水道局にお届けの戸数分の基本料金等（上下水道料金 1,540円／1か月あたり）」を差し引いた金額で管理責任者様等にご請求させていただくことになります。
- ・管理責任者様から入居者の皆様に水道料金を請求する際は、家賃や共益費等から**今回の減額相当分（1戸あたり：上下水道料金 1,540円／月×3か月）の金額を差し引いてご請求いただく**などの方法により、減額へのご協力をお願いします。

○共同住宅に関する制度のご紹介

①共同住宅の各戸計量各戸収納制度

- ・共同住宅の各戸に設置された水道メーターを水道局が検針し、各入居者から直接水道局に水道料金等をお支払いいただく制度です。※お申し込みには、各入居者の方からの水道開始届の提出や、各戸への水道メーター設置などが必要となります。

◎この制度をご活用いただくと

- ・管理責任者様による検針の事務がなくなります。
- ・管理責任者様による各戸の料金の計算や収入の事務がなくなります。

※各戸計量各戸収納制度に関する詳しい内容は、[大阪市水道局ホームページ](#)をご覧ください。

②共同住宅の各戸メーターの水道局管理について

- ・①で紹介している「共同住宅の各戸計量各戸収納制度」を利用している共同住宅の、各戸に設置された水道メーターを水道局が管理（メーター取替や故障時の対応）する制度です。

◎この制度をご活用いただくと

- ・管理責任者様による8年毎の水道メーター取替及びその費用の負担がなくなります。
- ・管理責任者様による水道メーター故障時の対応の必要がなくなります。

※共同住宅の各戸メーターの水道局管理に関する詳しい内容は、[大阪市水道局ホームページ](#)をご覧ください。

～アンケート調査にご協力ください～

- ・今後の施策の参考にさせていただきますので、入居者の皆様への減額手法・ご意見などについて、大阪市行政オンラインシステムでお聞かせください。

※アンケートのリンク先はコチラ → <https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/cdaa65db-4b1c-4876-b9a7-7e4b6bb9cd76/start>

※二次元コードからもご回答いただけます→



○本件に関するお問合せ先

大阪市水道局お客さまセンター

電話番号：06-6458-1132

受付時間：月～金 9：00～17：30（土・日・祝日をのぞく）